

竹原市
重層の支援体制整備事業実施計画

2024（令和6）年度 ～ 2026（令和8）年度

令和7年3月

竹原市

目 次

1 計画の背景と目指す姿.....	1
(1) 重層的支援体制整備事業の背景と地域を取り巻く生活課題	1
(2) 地域共生社会の実現に向けたこれまでのふりかえり	1
(3) 竹原市地域まるごと支えあい体制づくり事業	4
2 重層的支援体制整備事業実施計画の位置づけと推進体制.....	9
(1) 計画の位置づけ	9
(2) 計画期間	9
(3) 推進体制と評価	10
3 実施内容.....	11
(1) 包括的な相談支援（社会福祉法第106条の4第2項第1号）	11
(2) 参加支援（社会福祉法第106条の4第2項第2号）	13
(3) 地域づくりに向けた支援（社会福祉法第106条の4第2項第3号）	14
(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 （社会福祉法第106条の4第2項第4号）	15
(5) 多機関協働による支援（社会福祉法第106条の4第2項第5号）	15
(6) 試行的なプロジェクトの取組	16
(7) ロジックモデルによるアウトカム指標の試行的な取組	16
4 参 考.....	21
(1) 重層的支援体制整備事業実施計画策定の経過	21
(2) 竹原市を取り巻く状況	22
5 資 料.....	24
(1) 竹原市地域まるごと支えあい体制づくり事業実施要綱	24
(2) 竹原まるごと会議開催要領	25
(3) 地域まるごと支えあい体制づくり事業支援運用マニュアル	26
(4) 小地域ネットワーク会議開催要領	31
(5) まるっこ会議開催要領	32

I 計画の背景と目指す姿

(1) 重層的支援体制整備事業の背景と地域を取り巻く生活課題

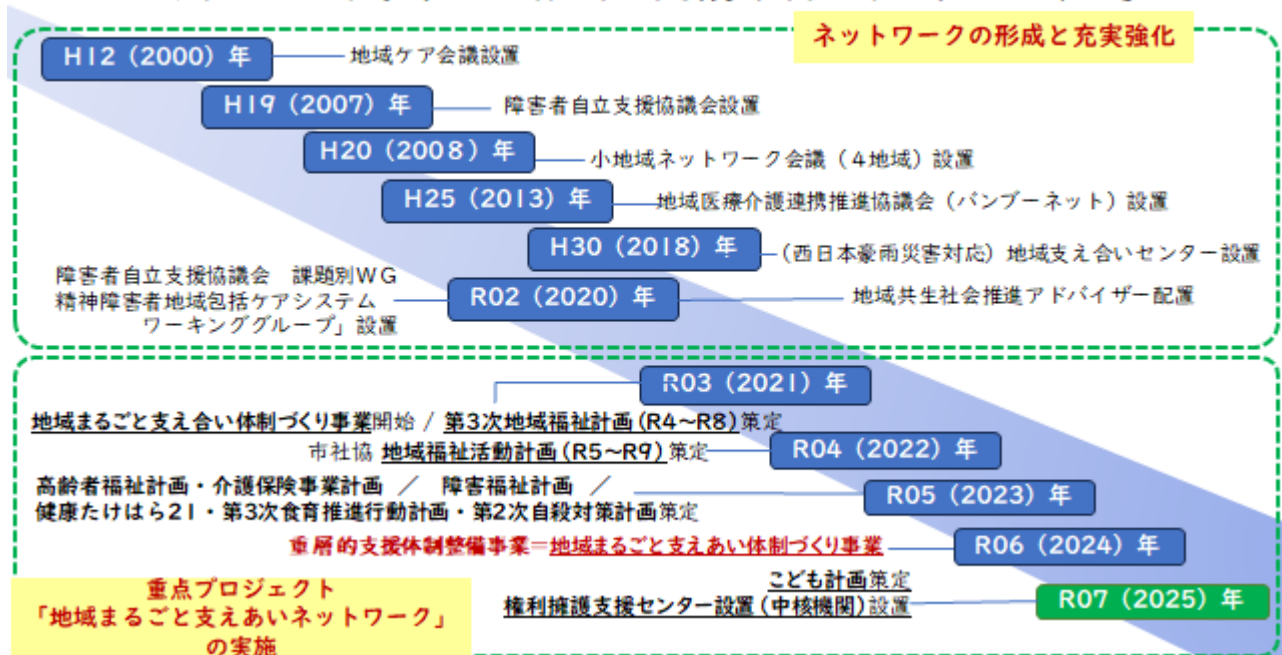
現在、私たちの身近な地域においても、「8050 問題」や「ダブルケア」、「ひきこもり」といった複合的な課題等で、あるいは制度の狭間等で、「生きづらさ」を感じている市民の実態があります。また新型コロナウイルス感染拡大の影響による失業者の増加、外出機会や人と関わる機会の減少等に伴う課題、今日の物価高騰等の影響による生活困窮世帯の増加など、市民が抱える課題は複雑化・複合化するとともに多様化しています。

令和5年度に行った「ひきこもり実態調査」では、ひきこもりの状態にある人たちが、年齢層を問わず、また長期にわたり孤立状態にあることが示されました。本人のみならず家族の不安などに寄り添う必要性、初期の段階での相談対応や関係機関との連携、「チーム」によるアウトリーチによる伴走体制、「不登校」からひきこもり状態になっている事例を踏まえた福祉と「教育分野」との連携の強化、本人や家族が安心できるような居場所づくりなどの地域づくりも重要であることが示唆されました。

(2) 地域共生社会の実現に向けたこれまでのふりかえり

本市は、平成12(2000)年の介護保険制度の開始以前から地域ケア会議を設置し、以降も障害福祉制度の改革による自立支援協議会の設置、地域の気になる世帯の把握のため小地域ネットワーク会議の設置など、関係機関のネットワークの形成に取組み、これを充実強化してきました(図1-1参照)。

図1-1:竹原市の包括的な支援体制の取り組みの経過



○ 小地域ネットワーク会議

特に小地域ネットワーク会議は、地域包括支援センターと中学校圏域に設置したブランチ(在宅介護支援センター)が連携した高齢者実態把握事業の一環で、地域の気になる人や世帯の早期発見と早期対応に取り組んできました。その中で、地域からは高齢者分野に限らず、障害のある人や子どものいる世帯の実態も報告されるようになり、構成員に関係する専門職も加えるなど支援対象を拡げて、試行錯誤

ながらもネットワーク形成に取り組んだ16年間でした。この間の多機関協働の蓄積は、本市の大きな「強み」です。

○ 地域支え合いセンターの成果と課題

平成30（2018）年7月の豪雨災害において、本市も甚大な被害を受け、竹原市社会福祉協議会（以下、市社協）に災害ボランティアセンターが設置されました。被災者の生活支援活動を行う中で、同年10月に、地域支え合いセンター事業を市社協に委託しました。

被災者への見守り・生活支援・地域交流の促進等の総合的な支援、そして困りごとや各種相談に対応するアウトリーチ型の支援（個別訪問）が取組まれる中で、被災世帯からは「避難先で交流がなく日常的なつながりが持てていない」との声もあがり、地域支え合いセンターでは、被災者と避難先の地域住民が自然に交流する「地域コミュニティへの参加支援」として、ふれあいサロン活動の立ち上げ支援を行い、個別支援で把握したニーズを地域の活動につなげていく地域づくりのプロセスを体験しました。

またこの取組は、個別支援と地域づくりのプロセスを市社協と市役所所管課が協働する体制構築の大事な一歩にもなりました。平時においても地域社会とのつながりが持ちにくい人たちへの支援の必要性から、これらの成果と課題を引き継いで「包括的な支援体制整備」¹の検討が始まりました。

○ 第3次地域福祉計画の策定

令和2（2020）年6月の社会福祉法改正を契機にして、同年から配置した地域共生社会推進アドバイザーも加わって重層的支援体制整備事業²（以下、重層事業と略）の検討を進めてきました。

第3次地域福祉計画の策定作業では、市民アンケート調査、地区社会福祉協議会役員アンケート調査、要支援者ヒアリング調査を行いました。支えあいの意識は高まっていると感じている人が増えている一方で、コロナ禍の影響で地域での活動が制限されていることもあり、福祉やボランティア活動、多世代交流の場が減少していると回答した人が増えている結果も見られました。また、公的支援の対象とならないと考えられるが何らかの支援が必要な人の存在とともに、相談先が分からないなどその相談支援体制の構築が求められました。従来、多領域多分野で重複する課題を有する世帯や人への支援は、それぞれの領域・分野の単発オペレーションで対応するものでした。また制度や施策の補助金やルールの中で「できること」より「できないこと」の線引きが優先されがちな傾向も散見されていました。これらの状況を改善するために関係領域や分野が協働して重層事業を実施することは、市民のニーズに合致し重要である

¹ 社会福祉法では、市町村への努力義務として、地域づくりの取組、属性や分野を問わない包括的な相談の場の整備、属性を問わない相談支援、地域での課題解決のためのネットワークの整備を通じた「**包括的な支援体制の整備**」を求めています。

² （重層的支援体制整備事業）

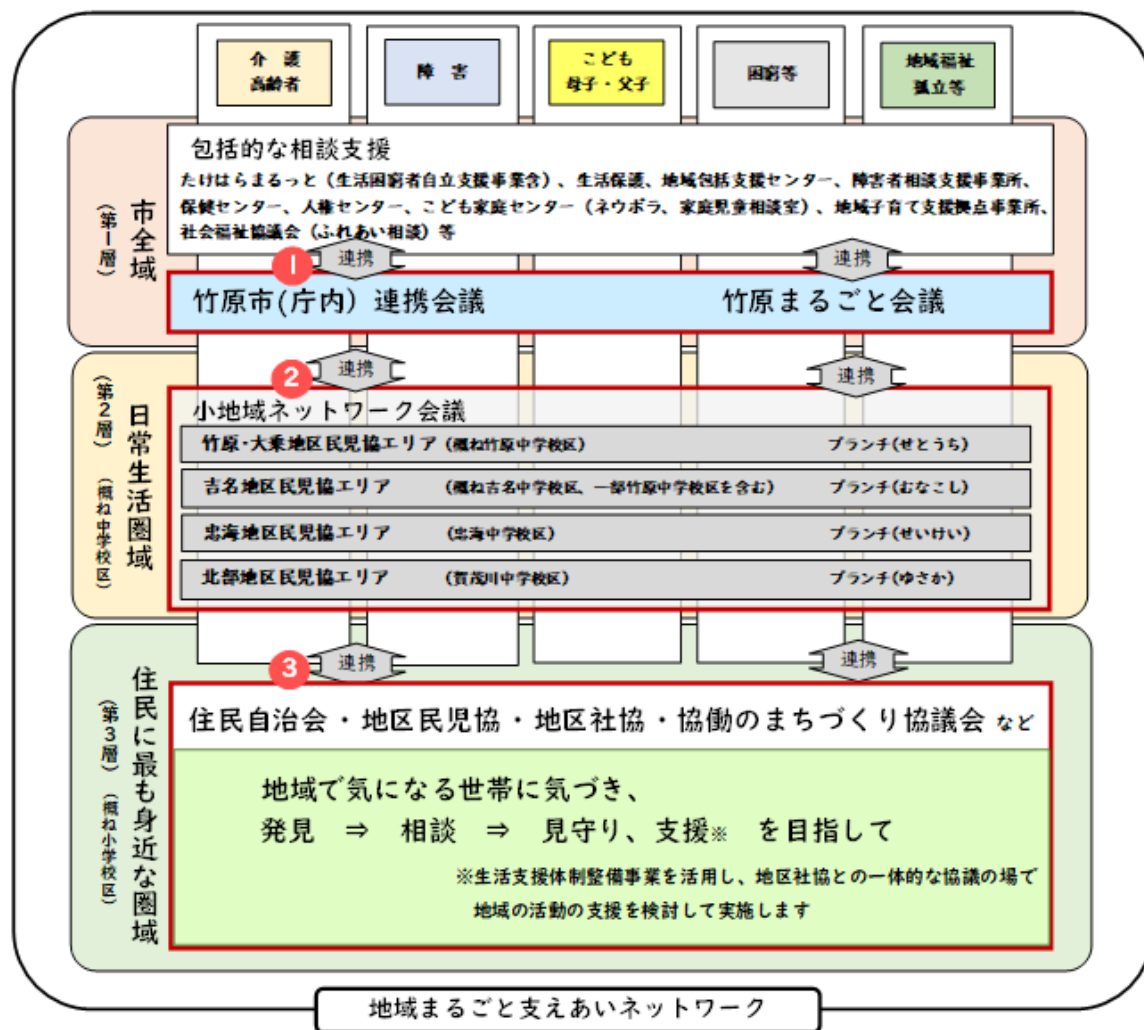
社会福祉法 第百六条の四

市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

ことを確認してきました。本市では、このような背景を踏まえて令和4（2022）年3月に策定した「第3次地域福祉計画」において、「誰一人孤立させない地域共生社会の実現」を目指して、「包括的な支援体制の構築」に向けた重点プロジェクト「地域まるごと支えあいネットワークの構築」（図1-2）を掲げました。

図1-2：竹原市地域まるごと支えあい体制づくり事業イメージ図



1 市内連携・多機関協働

事業全体を竹原まるごと会議で進捗管理しながら、係長級、課長級の市内連携会議を軸にして多機関協働を下支えています。

2 住民と行政・専門職との連携協働

15年間の蓄積のある小地域ネットワーク会議は、地域住民、専門職、行政の連携協働の場です。事業の中核的機能を担っています。

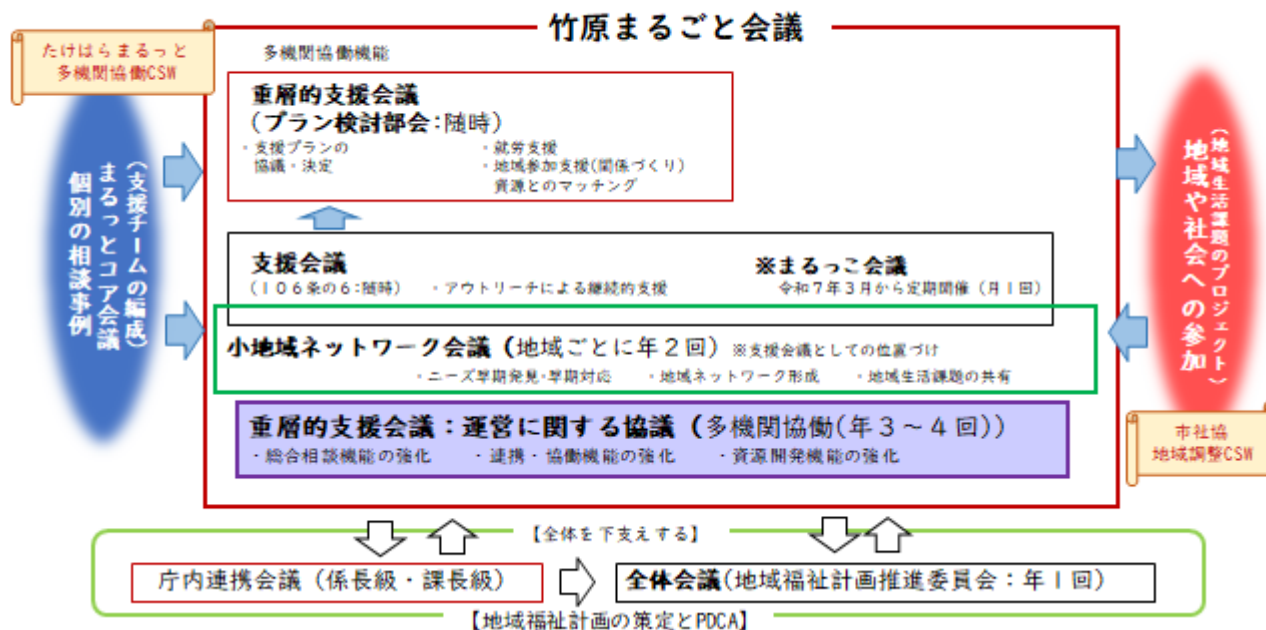
3 まちづくりと地域福祉の一体化

少子高齢化の実態が加速的に進み地域への施策の多くが福祉化する中、地域住民の支え合いを推進するため、まちづくりや小地域福祉活動の住民組織の相互関係を強化し地域の維持発展をすすめます。

あわせて令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間、「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」を市社協に委託して本市の実態に即したその具体化の作業に取り組んできました。市社協

では、準備室を設置し、市と市社協との定期的な連携会議の開催、相談支援事業者へのアンケート調査の実施と課題の整理、市社協組織内の連携強化会議の開催、小地域ネットワーク会議のリノベーションなどに取り組んできました。その検討結果は、(図1-3)の展開図として整理され、個別の相談事例をどのように重層事業として取組むのかを示した「支援運用マニュアル」(4資料編を参照)の作成で確認できます。

図1-3：竹原市地域まると支えあい体制づくり事業の展開図



(3) 竹原市地域まると支えあい体制づくり事業

上記の「重層事業への移行準備事業」を経て、令和6年度からは重層事業を活用して「竹原市地域まると支えあい体制づくり事業（以下、まると事業と略）」を推進します。重層事業は、①包括的な相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援、の3つの柱で事業を構成されており、その3つのどの柱においても、庁内外の関係者や市民、地域の団体等との官民協働体制で進めてゆく体制を目指しています。

○ 組織再編

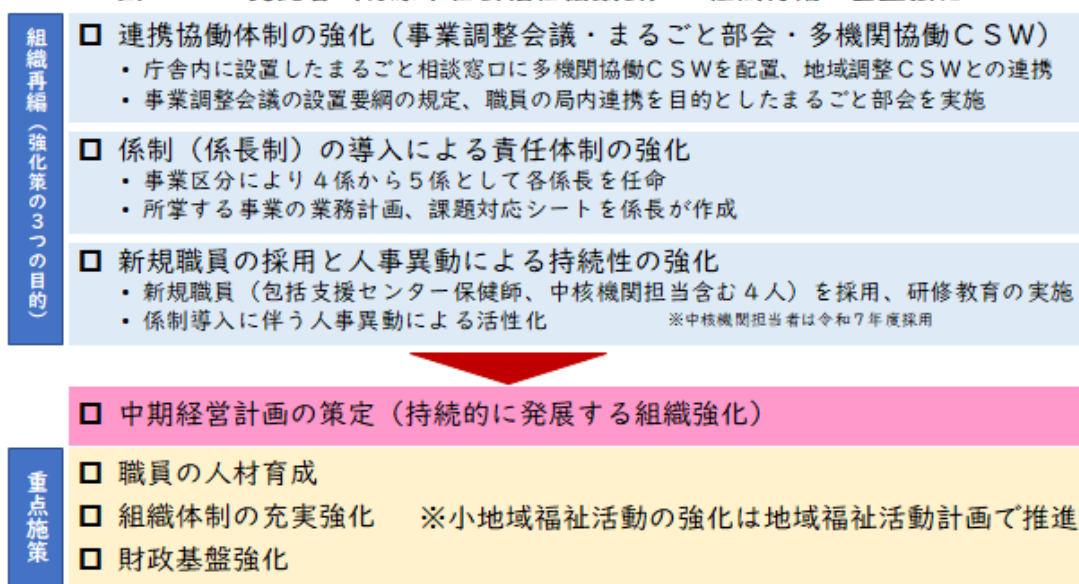
本市では、令和6（2024）年度に、保健センターの改築、こども家庭センターの新設、重層事業の本格実施などを踏まえて、従来の「健康福祉課」と「社会福祉課」をあらため、「健康こども未来課」と「地域支えあい推進課」に組織再編しました。「地域支えあい推進課」の中に「福祉総務係」を置き、保健、福祉関係分野や市民協働（まちづくり）分野など庁内外の多分野と連携し横断的に体制整備を進める調整役を担っています。

「福祉総務係」は、庁内の連携による包括的支援に向けた体制整備の軸となる「庁内連携係長級会議」の運営事務を担っています。また「庁内連携課長級会議」、「地域福祉計画推進委員会」を含む「竹原まると会議」を下支えする機能を持って運営事務を行っています。

○ まると福祉相談窓口「たけはらまると」の設置

市社協は、まると事業の受託にあたり、局内体制の強化を図るため、令和6（2024）年度から係制

図 1-4：受託者（竹原市社会福祉協議会）の組織再編と基盤強化



の導入を含めた組織再編と人事異動等を行いました（図1-4）。

庁舎内に設置されたまるごと福祉相談窓口「たけはらまるっと」（以下、「まるっと」と略）は、生活困窮者自立支援制度の相談支援機能、地域包括支援センターの総合相談機能（地域包括支援センター職員が令和7（2025）年1月～輪番で対応）を持ち、包括的な相談支援体制の中核として位置づけ運営しています。また専任の多機関協働コミュニティソーシャルワーカー（以下、多機関協働CSWと略）を配置し、本市地域支えあい推進課福祉総務係とともに社会福祉法第106条の4で行う「多機関協働事業」の中軸として、チームによる支援体制づくりに取り組みます。

「まるっと」には多くの個別事例が寄せられますが、当面の対応方針として、「A：緊急で「まるっと」が対応、B：「まるっと」が対応、C：他機関の支援を1～3か月後に確認する、D：情報提供のみや他機関の支援で対応する事例」に分類します。「まるっと」の対応の基準は、①複雑・複合化した事例で、複数分野の相談機関が同時に連携して対応すべき事例、②支援が膠着している事例、③既存の制度・サービスでは解決できない事例、④地域や他機関とつなげたい事例としています。

この分類と基準からプランの作成を必要とする個別事例へのアプローチ方法や参加支援の検討、この個別事例を支えることが出来る地域への支援の検討などを一体的全体的にマネジメントする場として、「まるっとコア会議」³（図1-3）を毎週開催します。多機関協働CSWには、複雑化・複合化した事例の支援の方向性の整理と事例全体の調整機能の役割を果たすことから、主に「支援者を支援する」役割も担うものとなることに留意するよう「まるっとコア会議」の検討の中で、その都度確認をしています。司令塔ともいべきこの機能は、行政と委託事業者との両輪により進めています。

○ 多機関協働CSWと地域調整CSWの協働

包括的な支援体制整備を推進するため、受託者の市社協の地域福祉係に地区担当CSWを配置し、こ

³ 「まるっとコア会議」の構成員：市地域支えあい推進課福祉総務係長、地域共生社会推進アドバイザー、市社協まるごと支援係長（多機関協働CSW）、地域福祉係長（地域調整CSW）、生活困窮者相談支援担当、地域包括支援センター職員（輪番）、まるごと支援係相談員（令和7（2025）年1月現在）

令和6年度には、市内に居住する「社会的孤独・孤立状態」にある人とその世帯に関する実態を把握するため「地域生活課題に関する実態調査」を実施し、ヤングケアラーの支援を含めて、地域とのつながりを再形成するための支援策について検討します。多機関協働CSWと地域調整CSWの両者は「まるっとコア会議」で支援状況を共有しながら地域の環境づくりに協働して取り組みます。

「地域まるごと支えあいネットワークの構築」に向けて、本市は広島県による後方支援事業で実施されている「地域の支え合いコーディネート機能強化研修」に令和３年度から現在までの４年間で５チーム 25 人を派遣し、市職員、市社協職員、民間の医療法人、社会福祉法人など 18 機関の 25 人が受講しました。受講したチーム員は市内の忠海地区、北部地区、吉名地区の３地区の小地域のアセスメントと地域課題を確認しつつ、それぞれのネットワーク形成図の作成に取組み、既存の小地域福祉活動組織へのかかわりを検討しました。地元でのチームでの振り返りでは、受講した各機関はその専門領域の課題と地域の課題を重ね合わせながら、今後の連携を検討する場になっています。

「竹原市地域まると支えあい体制づくり事業実施要綱」、「竹原まると会議開催要綱」で示した会議体は、協議内容により次のとおり設置しています（図1-6）。

関係行政機関、当事者団体、警察、消防、民生委員・児童委員、地域の代表者等で構成し、またま
るごと事業（重層事業）を包含する地域福祉全般について、関係者間の情報交換の場であるとともに、地域福祉計画の計画、評価について協議します。

全体会に諮る地域福祉計画の進捗状況、評価について、またまると事業（重層事業）の実施状況、評価について協議します。

(図1-5)のような庁内と市社協の担当係を構成員として、毎月定例により開催し、重層事業の進捗管理の機能をもって検討しています。

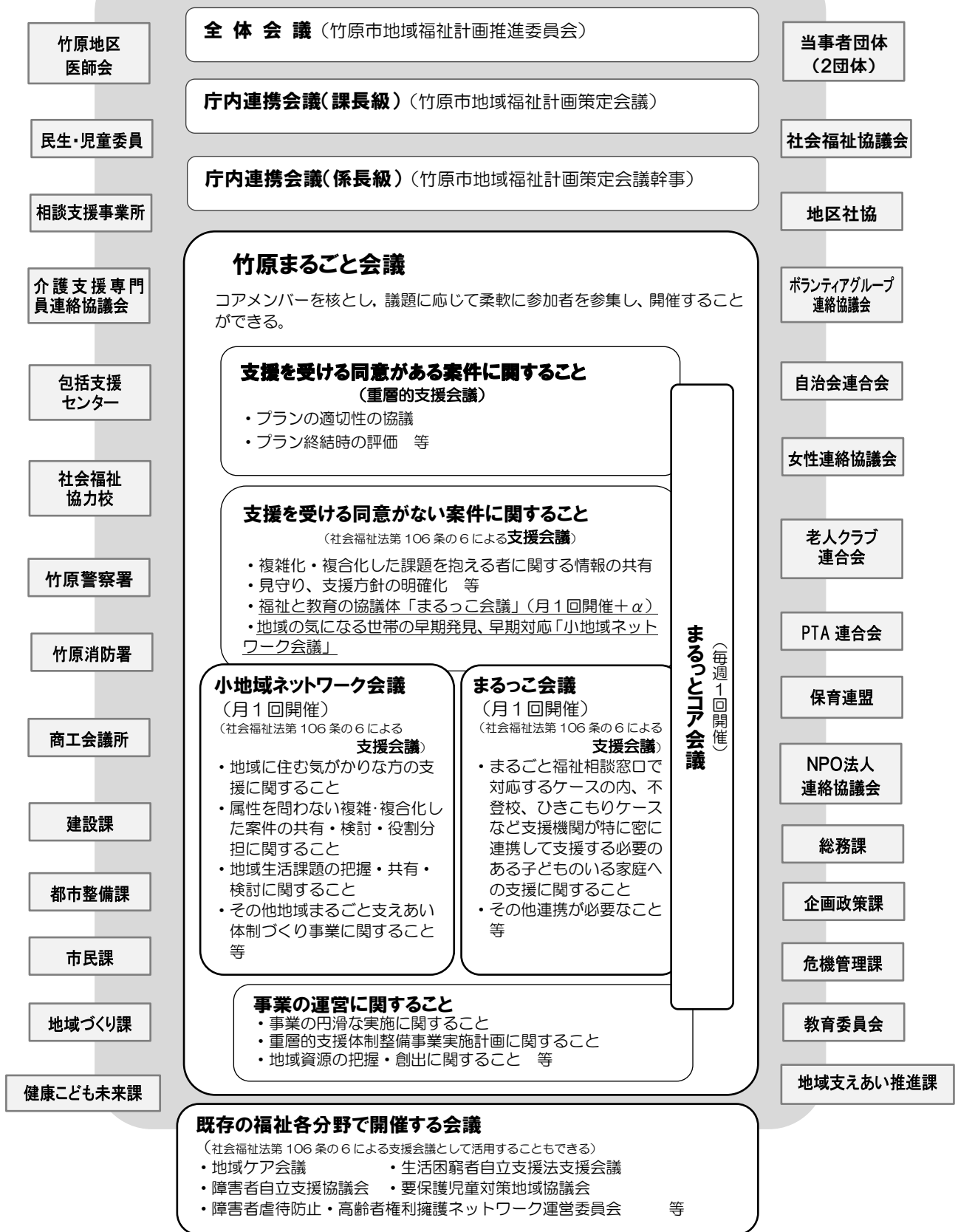
(市長部局) 4部13課1支所29係ほか

- (教育委員会) 2課4係ほか

- ・ 事務局（総務係 / 地域福祉係 / まるごと支援係 / 権利擁護係）
- ・ 地域包括支援センター
- ・ ほのぼの訪問介護事業所

④ 竹原まると会議

図 1-6：地域まると支えあい体制づくり事業関係会議の構成図



(ア)重層的支援会議（個別ケース会議）

(イ)支援会議（個別ケース会議）

複雑化・複合化した支援ニーズを抱えているため、支援関係機関の役割分担を整理する必要がある事例は、多機関協働CSWが課題を整理し重層的支援会議・支援会議（個別ケース会議）を開催します。重層的支援会議等では、多機関協働CSWが調整役となり、支援方針の決定、関係者の役割分担等を行います。本市では、小地域ネットワーク会議を支援会議として位置付け、また福祉と教育の協働する協議体として不登校児童生徒やその家族の支援を検討する「まるっこ会議」を支援会議として位置付けて開催しています。

1. 小地域ネットワーク会議

小地域ネットワーク会議は、高齢・障害・児童・生活困窮等の中核となる相談支援機関に属する専門職、行政職員、民生委員児童委員等が相互に連携を強化し、気がかりな方や世帯及び必要支援者を早期発見し、早期に地域資源を含めた多機関による包括的な支援が実施できるよう、支援会議に位置付けて開催しています。

2. まるっこ会議

不登校児童生徒、その家族への支援を検討するため、市教育委員会、健康こども未来課こども家庭支援係、地域支えあい推進課福祉総務係、「まるっと」を構成員として毎月定例で開催しています。また速やかな個別支援が必要な場合はその都度開催します。

(ウ)事業運営会議

1. まるっとコア会議

令和6年度から開始したこともあり、竹原まるごと会議の事務局を担う地域支えあい推進課福祉総務係と市社協まるごと支援係、地域福祉係は、個別事例の対応方針の検討、事業の運営など、タイムリーに幅広い協議項目を検討するため、毎週定例で事業運営に係る打合せを開催しています。

2. 事業運営会議（運営に係る協議）

事例検討を通じた多機関による連携体制に向けた検討や、個別ケースから見えてくる課題を地域課題として捉るとともに、小地域ネットワーク会議や生活支援体制整備事業協議体などで把握した地域課題に対応する社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討等を行います。

⑤ 既存の会議

地域ケア会議、障害者自立支援協議会、要保護児童対策地域協議会、生活困窮者自立支援法支援会議などの各分野で既に開催している会議体は、上記会議で確認や検討されている地域課題等の事項について、情報共有や連携を取りながら、包括的な支援体制を推進します。

このように本市では、第3次地域福祉計画で記載した「誰一人孤立させない」ように、地域で支えあう体制づくりを重点的に進めるプロジェクトを推進し、「つながりのある地域社会」の形成に向けて取り組むこととしました。

2 重層的支援体制整備事業実施計画の位置づけと推進体制

(1) 計画の位置づけ

「重層的支援体制整備事業実施計画」（以下「本計画」と略。）は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制の構築に向けて重層事業を実施する自治体が策定する計画です。本計画は社会福祉法第106条の5⁴の規定に基づいて作成されます。

本計画は、地域共生社会の実現を目指すための具体的な手段を記載する計画であり、本市の第3次地域福祉計画、第4次地域福祉活動計画（社会福祉協議会策定）の強化の役割を担うものです。

(2) 計画期間

本計画の期間は、令和6（2024）年度～令和8（2026）年度の3か年計画としています。

現行の第3次地域福祉計画の次期改定と本計画の次期改定の改定時期をそろえるとともに、社会情勢の変化や、地域の生活課題やニーズの状況、実施体制の変化などを反映させやすくするため、他の行政計画と同様に今後も3か年の計画期間とします。

図2-1：関係する行政計画の期間一覧

	R3fy	R4fy	R5fy	R6fy	R7fy	R8fy	R9fy
総合計画	第6次（R1～R10）						
地域福祉計画		第3次（R4～R8）			重層事業実施計画※（R6～R8）		
高齢者福祉・介護保険事業計画				輝きプラン2024（R6～R8）			
障害者計画	（R3～R8）						
障害福祉計画				第7期（R6～R8）			
障害児福祉計画				第3期（R6～R8）			
子ども・子育て支援事業計画	すくすくプラン2020（R2～R6）			こども計画（R7～R11）			
自殺対策計画				第2次（R6～R17）			
地域福祉活動計画 （竹原市社会福祉協議会）			第4次（R5～R9）				

なお、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）に基づく認知症施策推進計画（努力義務）」については、県の動向を踏まえ所要の対応を行います。

⁴（重層的支援体制整備事業実施計画）

社会福祉法 第百六条の五

市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画を策定するよう努めるものとする。

（３）推進体制と評価

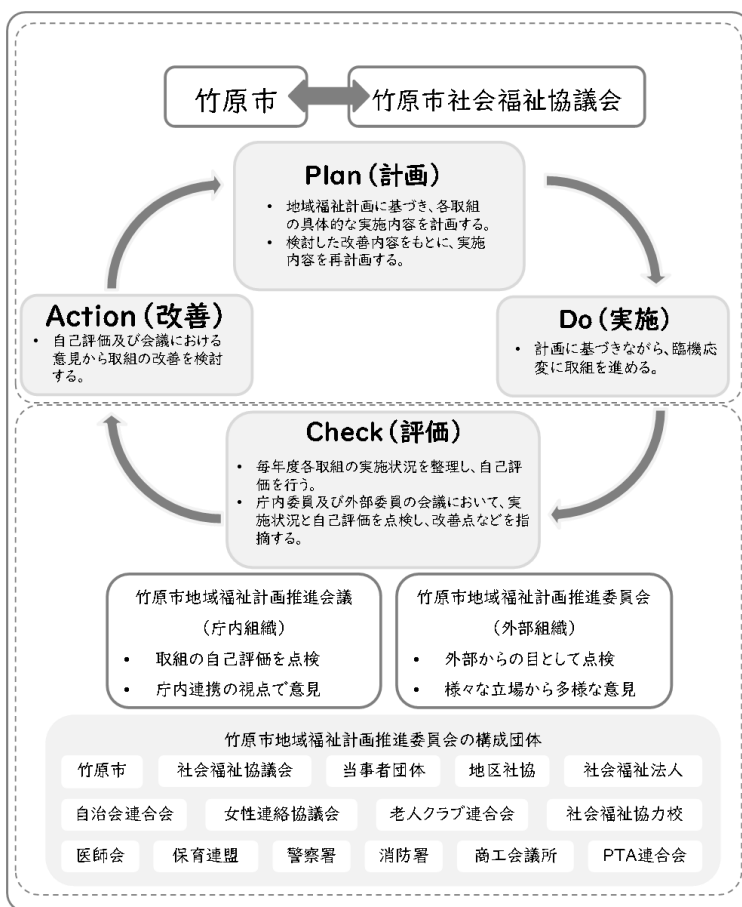
後期高齢者人口の減少化が始まる 2035（令和 17）年頃には、重点的な課題が大きく変化する局面となる可能性があり、第 6 次竹原市総合計画後期計画の将来像、目標像に照らして長期的な視点を持ちながら、本事業実施計画の推進を行う体制を構築し、進捗管理と評価を行います。

計画期間における進捗管理と評価は、重層事業が庁内外の協働体制の整備や市民主体のまちづくりに資する取組であること（市民の困りごとや希望を身近な地域で話し合い、地域の課題は地域で解決する意識を醸成すること）を求めていることから、市民・地域組織・支援機関・行政の 4 者の相互検証となるように論理的にわかりやすい評価指標を示すことが必要です。本計画では、試行的にロジックモデル⁵によるアウトカム⁶評価指標を掲げて分かりやすく示すことが出来るよう努めます。

実務上の進捗管理は、第 3 次地域福祉計画の進行管理体制を基本とし、地域福祉計画に示している取組目標とともに、本実施計画に掲げるアウトカム指標を併せて管理します。評価は、庁内連携（係長級・課長級）会議を軸にしながら、竹原まるごと会議における「事業の運営に関する協議」や「全体会議」の場を活用して評価を相互確認します。

包括的な支援体制の状況を確認し、改善が必要な事項などが生じた場合は、「仮説の設定→アクション→振り返り・課題の分析→改善・次のアクション→…」の循環を意識して、可能な限り、市民・地域組織・支援機関・行政の 4 輪駆動による意見交換する場（竹原まるごと会議）できめ細やかに行うよう努めます。

図 2-2：計画を進める PDCA サイクル



⁵ ロジックモデル：

計画の目標である長期成果（最終アウトカム）を設定した上で、それを達成するために必要となる中間成果（中間アウトカム）を設定し、当該中間成果を達成するために必要な個別施策を設定する等、計画が目標を達成するに至るまでの論理的な関係を体系的に図式化したもの（「都道府県循環器病対策推進計画の策定にかかる指針」（令和 2 年 10 月 29 日厚生労働省健康局がん・疾病対策課長通知別添）（抄）

⁶ アウトプットとアウトカム：

アウトプット（結果）は、施策や事業を実施したことにより（施策主体に）生じる結果、アウトカム（成果）は、施策や事業が対象にもたらした変化（活動を働きかけた側にに起きる成果）。

3 実施内容

(1) 包括的な相談支援（社会福祉法第 106 条の4 第2項第1号）

介護、障害、子ども・子育て、生活困窮、人権擁護分野の各相談支援機関においては、相談を受け止め、相談者が抱える課題を整理し、利用可能な福祉サービスの情報提供等を行っています。これらの支援機関において受け止めた相談のうち、単独の支援機関だけでは対応が難しい場合は、まるごと福祉相談窓口の「たけはらまるっと」において、多機関協働事業として、関係者間の支援調整を行い、チームによる伴走支援を目指します。（基本型＋一部統合型＋一部地域型）

重層的支援体制整備において、総合相談窓口を設置することで困難事例の多くが持ち込まれて担当部署がその対応に追われる状況に陥ると先行自治体の教訓として指摘されています。「たけはらまるっと」が困難事例を投げる場ではないことを共通認識とし（4p まるごと福祉相談窓口 参照）、重層事業によって既存の事業や体制を充実強化しその幹を太くすることを再度確認する必要があります。

（表 3－1）包括的な相談支援（社会福祉法第 106 条の4 第2項第1号）

社会福祉法 第 106 条の4 第2項		事業名 ※重層事業交付金 充当	事業内容	運営 形態	拠点名称（設置数）
第 1 号	イ	地域包括支援センターの運営※	地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援 体制づくり、介護予防などの必要な援助を行い、高齢者の健やかな暮らしを包括的に支援します。	委託	地域包括支援センター（1） 竹原市社会福祉協議会 在宅介護支援センター（4） せとうち、ゆさか、せいけい、むなこし
	ロ	障害者相談支援事業※	障害のある人のライフステージに合った一貫した支援ができるよう、総合的な相談支援、人材 育成、虐待防止、困難事例への対応や関係機関との連携強化を行います（基幹相談支援センター：委託相談支援事業の3機関の協働により基幹相談支援センター機能を有している）。 障害のある人やその保護者またはその支援者などからの相談支援を実施します（委託障害者相談支援事業）。	委託	障害者生活支援センター聖恵 地域支援センターまいらいふ 地域生活支援センター365 （3）
	ハ	利用者支援事業※	すべての妊産婦及び子どもとその家庭等からの相談支援を実施。妊娠期から個々の家庭に応じた切れ目なく、漏れのない支援の充実を図ります。	直営	こども家庭センター（1） ＊たけはらっこネウボラ、 家庭児童相談室

二	困窮者自立相談支援事業※	生活困窮状態から早期に脱却することを目指し、包括的かつ継続的な支援として、自立相談支援、就労支援、家計改善支援などを行っています。	委託	まると福祉相談窓口「たけはらまると」(1)
	包括的相談支援事業※	年齢、属性を問わず、制度やサービスなどの支援につながない個人、世帯に対する相談を受け付け、関係機関との協働により安心した暮らしが継続できるように継続的に支援しています。	委託	まると福祉相談窓口「たけはらまると」(1)
	市民無料相談事業	生活上の困りごと全般に関する相談を実施しています。	補助	ふれあい福祉相談センター(1) 竹原市社会福祉協議会
	消費生活センター	消費生活に関わるトラブル、訪問販売や電話勧誘販売などによる商品やサービスの契約についての相談や苦情について、解決のためのお手伝いをしています。	直営	消費生活相談室(1)
	人権センター	福祉の向上及び人権啓発の市民交流の拠点。開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行います。	直営	人権センター(1) *困難な問題を抱える女性への支援、犯罪被害者等への支援を含む。
	保健センター	健康相談、栄養相談、精神保健相談女性の健康相談や検診などを実施し、市民のからだやこころの健康づくりを支援しています。	直営	保健センター(1)
	児童発達支援事業	出生から就園、就学、就業へと切れ目のない療育支援体制の一環として児童の発達に関する相談窓口を設け、適した療育環境づくりの支援を行います。	委託	デイサービスひろば(1)

（２）参加支援（社会福祉法第 106 条の４第２項第２号）

その人や世帯が地域や社会とのつながりを選択し自分に合った社会参加を実現するために、包括的相談支援で把握した個別のニーズに応じた支援が創出できるように、市内の企業、団体、各種事業機関に働きかけと開拓に取り組みます。地域の社会資源や既存の福祉サービス事業の中にある体験型の事業も従来の対象者を超えた受け止めが可能となるように関係機関と連携し、社会とその人やその世帯との多様な接点をつくるための支援を行います。

（表３－２）参加支援（社会福祉法第 106 条の４第２項第２号）

社会福祉法 第 106 条の４ 第２項	事業名 ※重層事業交付金 充当	事業内容	運営 形態	拠点名称（設置数）
２ 号	参加支援事業※	既存の社会参加に向けた支援では対応することができない人や世帯のニーズに対して、社会とつながるきっかけづくりや、地域の社会資源とのマッチングを行う。また、社会資源の拡充を図り、多様な社会参加の機会をつくれます。	委託	竹原市社会福祉協議会（１）
	地域生活支援拠点・ネットワーク運営推進事業	障害者の重度化、高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担っています。	委託	（面的整備）
	就労準備支援事業 認定就労訓練事業 ⁷	生活困窮により就労を目指す者へ個別の課題やニーズに対応して支援を行います。また就労が継続できるための支援付き訓練を個別の就労支援プログラムに基づき中長期的に実施し、柔軟な働き方による就労の場を提供します。	委託	竹原市社会福祉協議会（１） 社会福祉法人宗越福社会（１）

⁷ 認定就労訓練事業は、社会福祉法人等の自主事業について都道府県等が認定する事業で、本市では社会福祉法人宗越福社会が認定されています。

(3) 地域づくりに向けた支援（社会福祉法第 106 条の4 第2項第3号）

既存の各事業（高齢者・障害者・子育て世代・困窮者など）の対象分野に属する住民への支援とともに、参加支援による多様な接点を活用しながら、地域住民との交流ができる場づくり（多世代交流の場）や、気軽に集える地域の居場所づくり等を実施し、人と人、人と地域がつながり、支え合う活動が生まれやすい地域づくりを支援します。

また、協働のまちづくり協議会などの地域住民組織や社会資源と活動をつなぐコーディネートにより、地域住民組織の効率的な体制整備を検討し持続可能な地域づくりに寄与します。

（表 3－3）地域づくりに向けた支援（社会福祉法第 106 条の4 第2項第3号）

社会福祉法 第 106 条の4 第2項		事業名 ※重層事業交付金 充当	事業内容	運営 形態	拠点名称（設置数）
3 号	イ	地域介護予防活動支援事業※	市民や事業者など、地域の様々な主体の意欲や創意工夫を活かした健康づくりや支え合いに資するコミュニティの創出を支援しています。	直営 委託	在宅介護支援センター（4） せとうち、ゆさか、せいけい、むなこし
	ロ	生活支援体制整備事業※	生活支援コーディネーターを配置し、地域における生活支援の担い手の養成・発掘などの資源開発やネットワーク構築など多様な社会資源を活用しながら生活支援・介護予防にかかるサービスの基盤整備を行っています。	直営 委託	竹原市社会福祉協議会（1）
	ハ	地域活動支援センター※	障害のある人の創作的活動、または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、相談支援等を実施します。	補助	地域活動支援センター 3 6 5
	ニ	地域子育て支援拠点事業※	家庭で子育てをしているママとパパを支援するため、子育て親子の交流の場を提供し、子育てについての相談や情報提供など子育てに関する援助を行います。	委託	ミルクハウス(巡回型) つくしんぼ（ふれあい館内） (2)
		生活困窮者等のための地域づくり事業※	多様な分野での地域活動や身近な地域での支え合いの活動等が生まれやすい環境を整え、市民同士が交流する機会や、気軽に集える地域の居場所づくり等を推進します。	直営	

（４）アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 4 号）

複雑化・複合化した課題を抱えている状態で必要な支援が届いていない人、自らＳＯＳが発信できない人、支援を求める力が弱い人、社会的に孤立している人に適切な支援を届けるための事業です。支援を届ける前提として、本人と信頼関係を形成するために、まずは時間をかけた丁寧な働きかけを行い、継続的な関係性をつくることを目指します。支援対象者へのアプローチについては、障害者自立支援協議会精神障害者地域包括ケアシステムワーキンググループの専門的知見を参考としてすすめます。

（表 3－4）アウトリーチ等を通じた継続的支援（社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 4 号）

社会福祉法 第 106 条の 4 第 2 項	事業名 ※重層事業交付金 充当	事業内容	運営 形態	拠点名称（設置数）
4 号	アウトリー チ支援事業 ※	小地域ネットワーク会議で把握された事例、たけはらまるとで受け付けた相談事例のうち、自ら支援を求めることが困難な人及び世帯、支援を受けることに拒否的な反応を示している人及び世帯等に対して、本人が同意するまでに、相当な時間を要することが想定されるため、申込前から本人との丁寧な関係性の構築を重視して継続的な支援を行います。	委託	竹原市社会福祉協議会（1）

（５）多機関協働による支援（社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 5 号）

支援関係機関からつながれた複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例に対して「まるっと」と地域支えあい推進課福祉総務係が総合調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め支援プランの作成とその後の進捗状況の把握を行います。さらに支援に関わる関係者の連携の円滑化に努め、本市における包括的な支援体制を構築できるよう支援体制の整備を行います。

（表 3－5）多機関協働による支援（社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 5 号、第 6 号）

社会福祉法 第 106 条の 4 第 2 項	事業名 ※重層事業交付金 充当	事業内容	運営 形態	拠点名称（設置数）
5 号	多機関協働 事業※	『まるごと福祉相談窓口「たけはらまると」』と市役所が「まるっとコア会議」や「竹原まるごと会議」をとおして多機関との協働連携に向けた支援プランの作成や仕組みづくり、重層事業の運営等についての中核的な役割を持ち、支援のチーム力を高めます。	直営 一部 委託	竹原市社会福祉協議会（1）
6 号	支援プランの 作成（多機関 協働と一体的 に実施）			

(6) 試行的なプロジェクトの取組

SOSが発信できない人、社会的に孤立している人、世帯の支援のための伴走型支援は、意識的な取組の創発には至っていない現状です。今後、ひきこもりの人や世帯へのアプローチにあたり、まずは家族支援の一助として、ピアサポート機能に着目した家族の交流の場の検討を進めます。そのため、専門職、ボランティア等を含むプロジェクトチームの組織化と活動を開始します（令和7年度）。

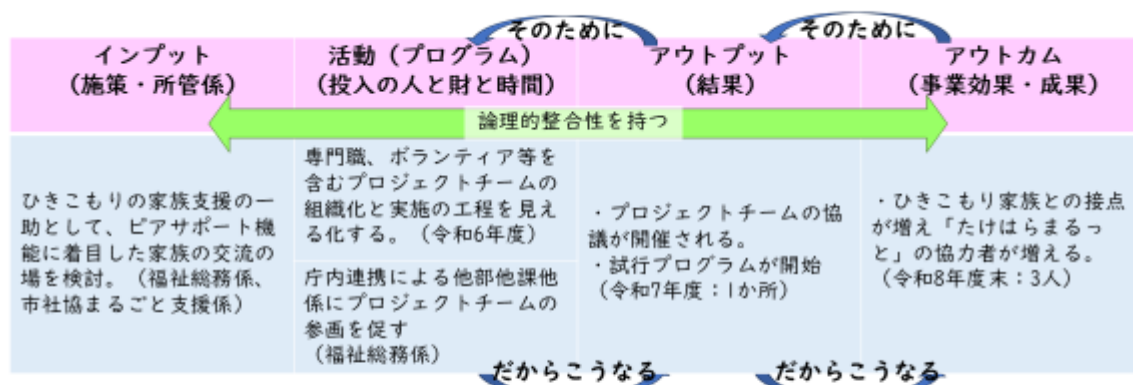
これらの取組を通じて、ひきこもり支援推進事業（ひきこもりサポート事業）の拡充について検討を行います。なお、ひきこもり支援に係るプラットフォームについては、現行は「障害者自立支援協議会精神障害者地域包括ケアシステムワーキンググループ」としてはいますが、このプラットフォームの充実強化についても検討します。その際、「孤独・孤立対策推進法」に基づく孤独孤立対策官民協働プラットフォームの機能や「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づく居住支援協議会の機能についても、令和6年度に実施した「地域生活課題に関する実態調査」結果も踏まえながらその在り方を検討します。

(7) ロジックモデルによるアウトカム評価の試行的な取組

本計画の2の「(3) 推進体制と評価」で記載したように、まると事業の進捗管理と評価は、市民、地域組織、支援機関、行政それぞれに論理的でわかりやすく評価指標を示すため、ロジックモデルによるアウトカム評価に取り組めます。

評価指標の検討にあたり、令和6年度第1回庁内係長級連携会議でロジックモデルの研修⁸を行いその概要を理解しました。各系の所管事業の現状と課題について各係長へのヒアリングを実施しました。ヒアリングでは、各係で優先度、重要度を勘案して、指標化する事業はどれが適当かを中心に協議し、庁内係長級連携会議においてそれぞれの指標を確認しました。

図3-1：計画におけるロジックモデルにおけるアウトカム評価の取組



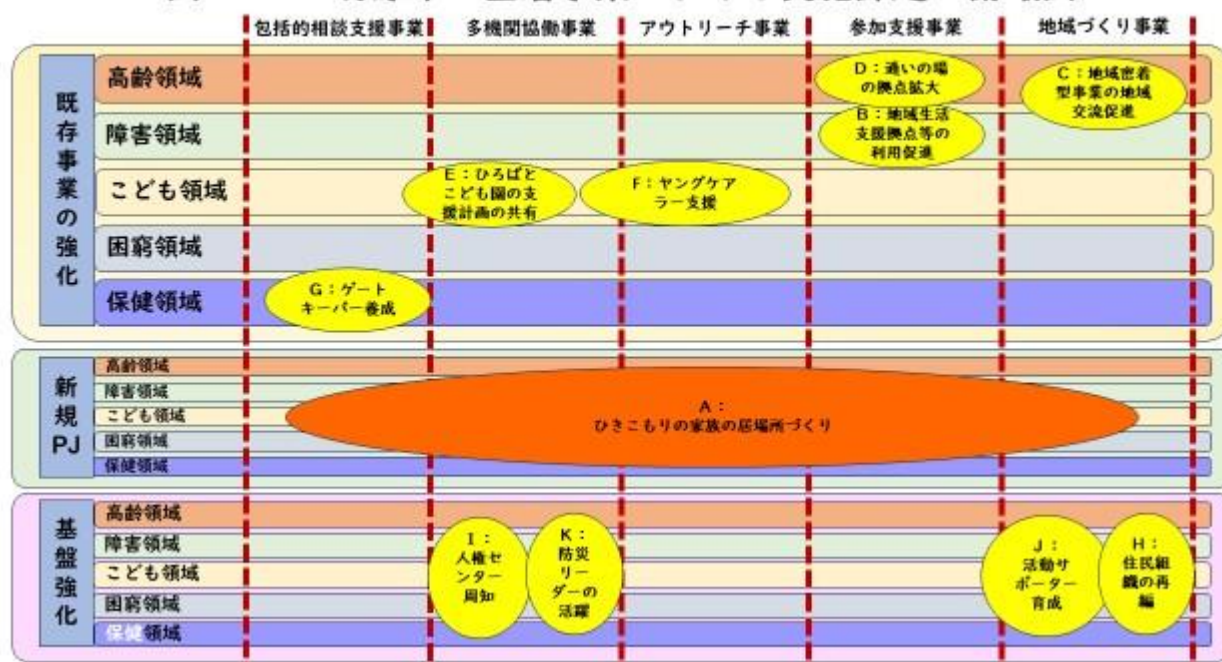
- 市民、地域組織、支援機関、行政それぞれに論理的でわかりやすく評価指標を示すため、ロジックモデルによるアウトカム評価に自治体が取組み始めています。
- ロジックモデルによるアウトカムの指標化は、住民アウトカムを高めるツール。
- 当初から百点満点の取組は出来ずとも、一定の試行を含めてニーズに合致するように挑み続けるための関係者の共通認識が出来るメリットがあります。
- 担当者が交代しても政策が一環し、効果も客観的に評価でき、予算の確保力が高まります。
- 関係者の課題解決力が高まり、施策の実行性も高まります。

⁸ テーマ：「プログラム評価とロジックモデル」、講師：田中聡子教授（県立広島大学保健福祉学部人間福祉学コース）、第1回庁内係長級連携会議（令和6年5月24日）

また指標化した事業については、既述のように竹原まると会議で進捗を確認し、改善が必要な事項についてはP D C Aにより取組めます。

ロジックモデルによるアウトカムの指標化は、既定路線の守備範囲では検討も対応もできませんが、既存事業の強化、枠組みの拡大、機能拡大という意味においては可能であり、本計画ではその認識で試行的に取組むこととしました。当初から百点満点の取組は出来ずとも、一定の試行を含めてニーズに合致するように挑み続けることを共通の理解として進めてゆきます。図3-2は、ロジックモデルのアウトカム指標がどのような試み、挑みになるのかを俯瞰して図示したものです。

図3-2 竹原市の重層事業における実施課題の俯瞰図



○ まるごと事業における各係のアウトカム指標

庁内係長級連携会議を構成する市民福祉部の地域支えあい推進課、健康こども未来課、地域づくり課の関係係ごとに評価指標を検討し、現時点でのロジックを踏まえ（表３－６）のように指標化しました。今回の指標化は試行的に行うもので、今後進捗を確認しながら、必要に応じて適時見直します。

（表３－６）各係のアウトカム指標

インプット （施策・所管係）	活動（プログラム） （投入の人と財と時間）	アウトプット （結果）	アウトカム （事業効果・成果）
A：ひきこもり状態の人の家族を支援するため、ピアサポート機能に着目した家族の交流の場づくりを進める （地域支えあい推進課福祉総務係、市社協まるごと支援係）	・専門職、ボランティア等を含むプロジェクトチームの組織化と実施の工程を見える化する。（令和６年度） ・庁内連携による他部他課他係にプロジェクトチームの参画を促す（福祉総務係）	・プロジェクトチームの協議が開催される。 ・試行プログラムにより交流の場が開始 （令和７年度：１か所）	・ひきこもり状態にある人の家族の参加が増え、ピアサポートによる関係性が生まれる （令和８年度末：参加者３人）
B：障害者の地域生活支援拠点等の利用のための理解を促進する（地域支えあい推進課生活支援係）	・当事者団体と体験利用について意見交換を行う。（高等部以降の年代の在宅障害者や家族の利用意向を把握する） ・自立支援協議会（学校、事業所を含む）で利用増に向けた検討を行う。	・サービス等利用計画に体験利用を項目に加えた対象者が増える。（令和８年度末：１５人）	・拠点の体験利用が進む （令和８年度末：１０人）
C：地域密着型事業所による事業所と地域の交流を促進する （地域支えあい推進課介護保険係）	・地域密着型事業所の運営推進会議の開催状況、審議状況、地域住民との協力状況を把握	・地域密着型事業所の運営推進会議が地域住民の参加を得て開催される （令和８年度末：全事業所）	・地域密着型事業所による地域交流行事が取組まれる （令和８年度末：３事業所）
D：他領域の拠点を活用した「通いの場」を設置する （地域支えあい推進課高齢者支援係）	・地区社協、ブロック単位で通いの場の必要数を確認 ・第２層協議体、地区社協等で協議	・活用可能な資源のリストアップと交渉により設置個所が増加 （令和８年度末：７０か所） ※令和６年度末：６３か所	・通いの場を利用する高齢者の満足度が上がり利用者数が増加する （令和８年度末：７箇所設置 ８７０人）※令和６年度末：８３０人

インプット (施策・所管係)	活動（プログラム） (投入の人と財と時間)	アウトプット (結果)	アウトカム (事業効果・成果)
E：障害や発達に特性のあるこどもと家庭にきめ細やかな支援体制を構築 (健康こども未来課 こども福祉係、共管：地域支えあい推進課生活支援係)	・発達障害児巡回支援事業の効果を高めるために児童発達支援センター（ひろば）が訪問から事後評価まで同行同席する（令和6年度実施） ・障害や発達に特性のあるこどもの各個別支援計画（療育計画（ひろば作成）、支援計画（こども園作成）等）が関係機関で共有出来る方策について、自立支援協議会ライフステージ移行WGで検討する。 ・こども園作成の支援計画のうち、保護者、他機関と共有が必要な項目、共有することが可能な項目等を確認整理する。	ひろばを利用することの支援計画（こども園作成）がひろばと共有できる。 （令和8年度末：保護者同意が取れた利用者全員分）	障害や発達に特性のあるこどもについて連携が推進され、風通しがよくきめ細やかな養育環境が生まれる （令和8年度末：保護者が同意した利用者全員）
F：ヤングケアラーの状態にあるこどもへの支援策の具体化を検討し実施する (健康こども未来課 こども家庭支援係)	・令和6年度調査で把握された対象のこどもの支援についてまるっこ会議で協議することを確認する。 （令和7年度：まるっこ会議へ毎月1回出席） ・個別の支援会議で支援課題を共有し、役割分担により個別支援を進める （個別の支援会議はその都度開催）	ヤングケアラーの実情への理解が、まるっこ会議構成員に進み、支援技術が高まる。	・調査結果の3件以外に、対象のこどもについて相談がある。 （令和8年度末：1件以上）
G：ゲートキーパーの研修を通じた相談窓口の周知啓発 (健康こども未来課 健康増進係)	・市民を対象とした研修を企画。 ・民児協への協力を要請。	・ゲートキーパーの市民向け研修を年1回以上開催する。	・研修受講者が増え、自殺の危機を示すサインに気づいた場合に早期に相談窓口につなげることができる。 （令和8年度末：受講者50人 （令和6年度15人））

インプット (施策・所管係)	活動（プログラム） (投入の人と財と時間)	アウトプット (結果)	アウトカム (事業効果・成果)
H：協働のまちづくり協議会と地区社協との体制整備を推進 (地域づくり課協働推進係、市社協地域福祉係)	・ 仁賀地区のモデル的な取組について啓発 ・ 各地区社協事務局の意向を把握 ・ 整備を検討に前向きな協働のまちづくり協議会と地区社協との協議を開始	・ 協働のまちづくり協議会と地区社協との体制整備の取組が開始される (令和8年度末：1地区)	・ 住民の役職への負担感が軽減され当該地区の目指す方向性が住民間で共有される (令和8年度末：1地区)
I：人権・男女共同参画啓発活動 (地域づくり課人権男女共同参画係)	・ 人権センターが開催する人権・男女共同参画啓発講演会（研修）の共催に向けて関係所管課と検討協議する。 ・ 年間研修計画・チラシを庁内係長級会議等で共有	・ 共催する研修の開催。 (令和8年度末：8回) ※令和7年度の共催研修計画：6回	・ 研修受講者の増加により、人権・男女共同参画への理解が深まる。 (令和7年度末：年間800人以上の受講者/年14回の人権・男女共同参画講演会)
J：多様なボランティア・協力者の養成 (市社協地域福祉係)	・ 「e-まちセミナー」の開催 (現ちくわ部会でセミナーの企画を検討) ⇒各係が担当する研修会・講座を年間スケジュールに取りまとめ、セミナーのシリーズ化を企画して福祉だよりで周知。 ⇒令和7年度：7月号で掲載周知 ⇒令和8年度：5月号で掲載周知を目指す。 ⇒各講座等の工程は各係が作成 (取りまとめは地域福祉係) ※セミナーは各事業の予算で実施。	・ 講座のシリーズ化により多様なボランティア、活動者の養成ができる。 ・ 幅広い世代に地域福祉活動を知るキッカケとなる ・ ちくわ部会の開催目的が明確になる ※参考「社協事業・研修会・講座」例 元気たけはら、ファミサポのステップアップ講座、e-まち講演会、権利擁護講演会、認知症講演会、ボランティア養成講座 他	・ 研修会・講座が見えやすくなり、市民が市社協の事業を知る機会が増える。 ⇒各事業の協力者及び利用者の増加。 ※ボランティア登録者数、元気たけはら協力会員数が増加 (令和8年度末) ⇒次世代育成にもなり地域福祉活動の活性化につながる。
K：地域防災リーダーの活躍の場と機会を危機管理課と協働 (地域支えあい推進課福祉総務係・危機管理課)	・ 協働のまちづくり協議会と協働した地域防災リーダーによる防災マップづくり研修を危機管理課に協力して取り組む。 ※令和6年度：研修開催12回/年	・ 地域防災リーダーの活動の場が広がる ・ 避難行動要支援者の個別避難計画を地域防災リーダーも含め情報共有する	・ 地域の防災意識を向上させるために、地域防災リーダーを確保・育成することで、避難の呼びかけ体制の構築並びに、避難行動要支援者の個別避難計画策定や避難支援にも繋げる。 (令和8年度末：150人) ※令和6年度末：123人

4 参考

(1) 重層的支援体制整備事業実施計画策定の経過

実施日等	会議名・協議内容等
令和3（2021）年6月7月	市民向けアンケート調査、関係者向けヒアリング調査 要支援者ヒアリング調査
令和4（2022）年3月	第3次竹原市地域福祉計画策定
令和5（2023）年3月	第4次竹原市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定
令和5（2023）年11月	竹原市ひきこもり実態調査報告書公表
令和6（2024）年4月	重層的支援体制整備事業開始 （竹原市地域まるごと支えあい体制づくり事業は令和3年度から実施）
令和6（2024）年5月	第1回庁内連携係長級会議（ロジックモデルの研修）
令和6（2024）年6月	第2回庁内連携係長級会議（実施計画策定方針の説明）
令和6（2024）年7月	第3回庁内連携係長級会議（指針、他市町の計画の理解）
令和6（2024）年8月	第4回庁内連携係長級会議（実施計画の構成案の検討）
令和6（2024）年9月10月	実施計画策定に向けた関係係長ヒアリング
令和6（2024）年9月	第5回庁内連携係長級会議（関係係長ヒアリング中間報告）
令和6（2024）年10月	第6回庁内連携係長級会議（実施計画素案の検討）
令和6（2024）年11月	第1回竹原市地域福祉推進会議（実施計画素案の検討）
令和6（2024）年11月	第1回竹原市地域福祉計画推進委員会（実施計画素案の検討）
令和6（2024）年11月	第7回庁内連携係長級会議（実施計画アウトカム指標の検討）
令和7（2025）年1月	第8回庁内連携係長級会議（実施計画アウトカム指標の検討）
令和7（2025）年2月	第9回庁内連携係長級会議（実施計画アウトカム指標の検討）
令和7（2025）年3月	第10回庁内連携係長級会議（実施計画最終案の検討）
令和7（2025）年3月	重層的支援体制整備事業実施計画策定

(2) 竹原市を取り巻く状況

竹原市の概況

人口 ※	23,060人
65歳以上人口	9,883人
高齢化率	42.85%
1世帯当りの人員	1.93人
人口密度	202.9
人口減	自然減 327人 社会減 124人

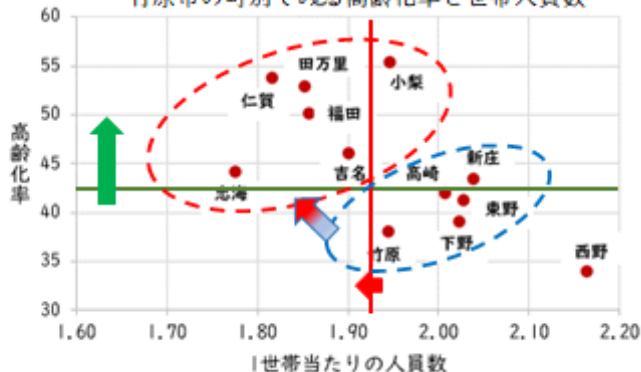


※ 令和5年12月31日現在

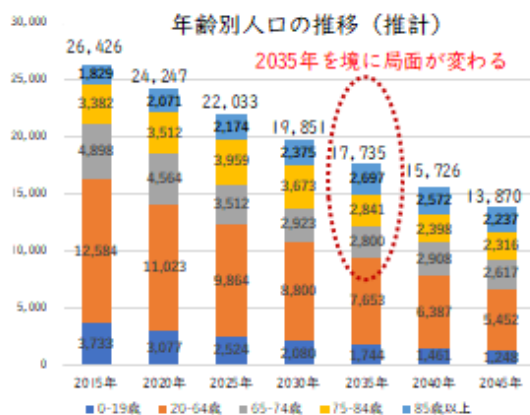


	2015	2020	2025	2030	2035	2040
人口	26,426	24,247	22,033	19,851	17,735	15,726
生産年齢人口の割合	51.6%	49.1%	48.0%	47.3%	45.9%	43.1%
65歳以上割合	38.3%	41.8%	43.8%	45.2%	47.0%	50.1%
75歳以上割合	19.7%	23.0%	27.8%	30.5%	31.2%	31.6%
85歳以上割合	6.9%	8.5%	9.9%	12.0%	15.2%	16.4%

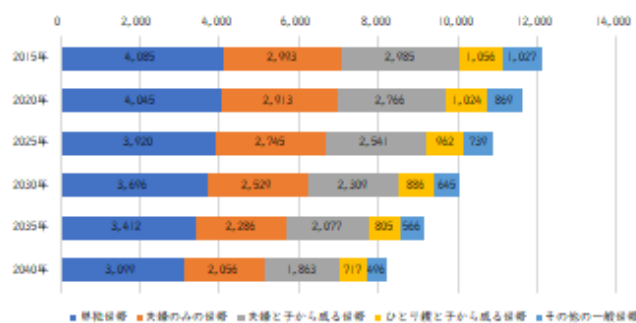
竹原市の町別でみる高齢化率と世帯人員数



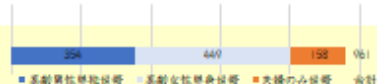
今後の竹原市の推計



世帯類型別世帯数の推移 (推計)



- 高齢者世帯で、会話の頻度が少なく、見守りや居場所、参加の場が必要と思われる世帯 (2040年推計) 全世帯に占める割合: 11.7% (961世帯)
- ひとり親と子から成る世帯 日常生活のちょっとした手助けが得られず、ときに生活支援等が必要と思われる世帯 (2040年推計) ひとり親と子から成る世帯の16.5% (118世帯)
- ひきこもりの状態にある者 (2020年推計) 177人



出典: 厚生労働省、我がまちの10年後・20年後を考えるワークシート (国立社会保障・人口問題研究所推計)

竹原市ひきこもり実態調査（2023）結果概要

（１）民生委員児童委員調査（回収率：96.1％：74/77人）
・該当世帯、人数：17世帯、20人

（２）専門職調査（回収率：98.0％：49/50事業所）
・該当世帯、人数：52世帯、59人

※（１）（２）の重複事例あり

※ クロス集計のため一定数あった専門職調査での該当者59人について、各設問のクロス集計を実施。なお、優位差の検定は行っていない。

○ 年齢とひきこもりの原因のクロス集計：

59件の事例の原因について複数回答のあったひきこもりの原因について集計すると、下表となりました。若年層では、「不登校」を原因とする事例、40～50代では「職場になじめなかった」を主な原因とする事例、60代では「人間関係」を原因とする事例が比較的多い結果となりました。

	総計	10代	20代	30代	40代	50代	60代	年齢不詳
不登校	10	4	3	3				
大学になじめなかった	3			1		1		1
職場になじめなかった	17		1	1	5	6	2	2
病気	18		1	3	5	4	3	2
就業できなかった	5		1		1	2		1
人間関係	14	1		1	1	2	4	5
家族関係	8	1			1	2	2	2
不明	14			1	2	3		8
総計	89	4	4	7	10	13	6	15



竹原市ひきこもり実態調査報告書
(PDFファイル: 2.OMB)

○ 年齢とひきこもり期間のクロス集計：

59件の事例のひきこもり期間について集計すると、下表となります。「10年以上」が最も多い中、50代の年齢層が多い傾向が見えます。「8050問題」と言われる50代の壮年層への対応が必要です。

	総計	10代	20代	30代	40代	50代	60代	年齢不詳
1年未満	3	1						2
1～3年	5		1	1	2	1		
3～5年	14	2	2	2	2	5	1	
5～10年	14	1	1	2	3	2	2	3
10年以上	20			2	3	5	2	8
未記入	3						1	2
総計	59	4	4	7	10	13	6	15

○ 家族構成と「該当者が困っていること」とのクロス集計

59件の事例の家族構成別と該当者が困っていることとの関係では、不明を除く37件で75の困っていることの報告がありました。「同居家族あり」では、本人と家族の「地域からの孤立」が多く、「一人暮らし」では「生活困窮」が多い傾向がみられました。なお、「家庭内暴力」の3件については、回答のあった事業所に確認を行い、対応中との回答でしたので申し添えます。

	総計	生活困窮	就労できない	地域からの孤立	家族の精神的負担	家庭内暴力	不明
同居家族あり	36	8	8	11	10	3	16
一人暮らし	23	10	9	7	9		6
総計	59	18	17	18	19	3	22

（竹原市地域まると支えあい体制づくり事業）

たけはらまるっとへ ご相談ください

地域共生社会の実現に向け
世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを支え、地域とともに創っていく社会を目指します

窓口の様子
4つの相談窓口
ブース1！

開所時間 平日 8:30～17:15
場所 竹原市役所 2階
竹原市中央五丁目4番28号

たけはらまるっと（竹原市・市民福祉部・地域支えあい推進課）
まると福祉相談窓口（竹原市社会福祉協議会・まると支援係）

お問い合わせ ☎ 0846-21-8070
E-mail takehara-sasaai@eagle.ocn.ne.jp

こんな悩みありませんか？

困っていることが
いくつもある
（生活も、仕事も、子育ても、生活も...）

困りごとが
複雑でどこにも相談
すればいいかわからない
（1人で悩んでいるだけでは解決できません）

たけはらまるっと であなたの困りごとを **情報共有・連携** しながら
関係する機関と一緒に **解決** に向けて **支援** していきます

支援機関につながります！
地域へ出向きます！

相談・生活・就業・福祉
あなたの悩みを解決するために
支援の方向性を話し合います

活動制度や福祉サービスの情報提供
社会とのつながりづくり
地域での交流
すぐに解決しない場合も
あなたの想いに寄り添います

令和6年4月からスタート！

竹原市地域まると支えあい体制づくり事業とは
介護・障害・子ども・生活困窮などのこれまでの相談実績の仕組みを
いかし、RPO・ダブルケア・ヤングケアラー・ひきこもり
などの課題に、統合化した課題や制度の課題に対応するため

✓対象者の属性を問わない相談支援
✓多様な参加支援
✓地域づくりに向けた支援

を一括的に実施し、包括的な支援体制を整備するものです

お気軽にご相談ください！

5 資料

(1) 竹原市地域まると支えあい体制づくり事業実施要綱

竹原市地域まると支えあい体制づくり事業実施要綱

令和6年4月1日施行 市民福祉部
(地域支えあい推進課)

(設置及び目的)

第1条 地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第106条の4の規定に基づき、市及び支援機関、民間団体等による横断的な連携のもと、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、法及び重層的支援体制整備事業実施要綱（令和5年8月8日社援発0808第48号、障発0808第5号、老発0808第3号、こ成環第113号厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長、厚生労働書老健局長、こども家庭庁成育局長連名通知）において使用する用語の例による。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は竹原市とする。ただし、市長は、事業の全部又は一部を社会福祉法人等に委託することができるものとする。

(対象者)

第4条 事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 竹原市内に住所を有する地域生活課題を抱える者及びその者の属する世帯
- (2) その他市長が特に必要と認める者

(事業内容)

第5条 事業の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法第106条の4第2項第1号に規定する包括的相談支援事業
- (2) 法第106条の4第2項第2号に規定する参加支援事業
- (3) 法第106条の4第2項第3号に規定する地域づくり事業
- (4) 法第106条の4第2項第4号に規定するアウトリーチ等事業
- (5) 法第106条の4第2項第5号に規定する多機関協働事業
- (6) 法第106条の4第2項第6号に規定する支援プランの策定
- (7) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業

(会議の設置)

第6条 事業を推進するために竹原まると会議を設置する。

(実施計画)

第7条 事業を推進するため、法第106条の5第1項に基づく計画を策定するものとする。

（守秘義務）

第8条 事業に関わるものは、この事務に関して知り得た個人情報その他の秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（事務局）

第9条 事業の事務を処理するため、竹原市市民福祉部地域支えあい推進課に事務局を置く。

2 事務局担当者は、次に掲げる者とする。

（1）竹原市市民福祉部地域支えあい推進課長及び課員

（2）事業を委託した法人等の多機関協働CSW及び担当職員

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の推進に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（2） 竹原まると会議開催要領

竹原まると会議開催要領

令和6年4月1日施行 市民福祉部
(地域支えあい推進課)

1 目的

この要領は、竹原市地域まると支えあい体制づくり事業実施要綱（令和6年4月1日施行）第6条の規定による竹原まると会議に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 開催事務の主管

（1）竹原市社会福祉協議会まると支援係

（2）竹原市市民福祉部地域支えあい推進課福祉総務係

3 会議開催頻度

原則として、月1回。ただし、支援に関して、複雑・複合化ケースの支援調整が必要な場合は随時開催する。

4 参加機関

（1）毎回参加

地域支えあい推進課、健康こども未来課、社会福祉協議会

（2）必要に応じて参加

支援関係機関

社会福祉法第106条の4第4項の規定による委託を受けた者

地域生活課題を抱える地域住民に対する支援を行う者

その他市長が必要と認める者

5 協議内容

（1）「重層的支援体制整備事業の実施について」（令和5年8月8日付け社援発0808第48号、障発

0808 第 5 号、老発 0808 第 3 号、こ成環 113 号 厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長、厚生労働省老健局長、こども家庭庁成育局長連名通知) 別紙重層的支援体制整備事業実施要綱 別添 5 多機関協働事業等実施要領 1 の(3)キに掲げる重層的支援会議の役割を果たす、プランの適切性の協議、プラン終結時の評価、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討を行う。

(2) 社会福祉法第 106 条の 6 に規定する支援会議として位置づけ、本人等からの同意がない場合も支援関係機関等で情報共有を行う。

(3) 竹原市地域まると支えあい体制づくり事業の円滑な実施に関するための協議を行う。

ア 地域調整支援 C S W 及び地区担当 C S W の活動に関すること

イ 小地域ネットワーク会議に関すること

ウ 個別支援の状況に関すること

エ 重層的支援体制整備事業実施計画に関すること

オ その他、竹原市地域まると支えあい体制づくり事業に関すること

6 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いに関しては、個人情報保護法、その他関係法令を順守すること。また、この会議は、社会福祉法第 106 条の 4 第 5 項及び第 106 条の 6 第 5 項の規定が適用されるため、会議に参加したものは、正当な理由なく知り得た秘密を漏らしてはならない。

このため、議題とする事例について、会議に諮ること等を事前に本人から同意を得ていることは不要であるが、配布する資料においては実名を伏せるなど、その管理については厳格に行うこと。

7 この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(3) 地域まると支えあい体制づくり事業 支援運用マニュアル

地域まると支えあい体制づくり事業 支援運用マニュアル (令和 6 年 4 月)

竹原市

竹原市社会福祉協議会

I 実践編

□ 地域まると支えあいネットワーク体制

I 基本的事項

住民が抱える課題が多様化、複雑化する中で、高齢者、障害者、子ども・子育て世帯、生活困窮者など、従来の世代や属性ごとに区切られた相談体制では、複合課題への対応が困難となっている。

そのため、複合的な課題を有する市民が市内のどの支援関係機関に相談しても必要な支援に繋がるよう支援関係機関が連携し、チームとして支援する社会福祉法に基づく重層的支援体制のたけはら版として「地域まると支えあいネットワーク体制」を構築するものである。

地域福祉計画及び社会福祉協議会が定める地域福祉活動計画においても、横断的に相談や生活のサポート等に取り組む旨を明記している。

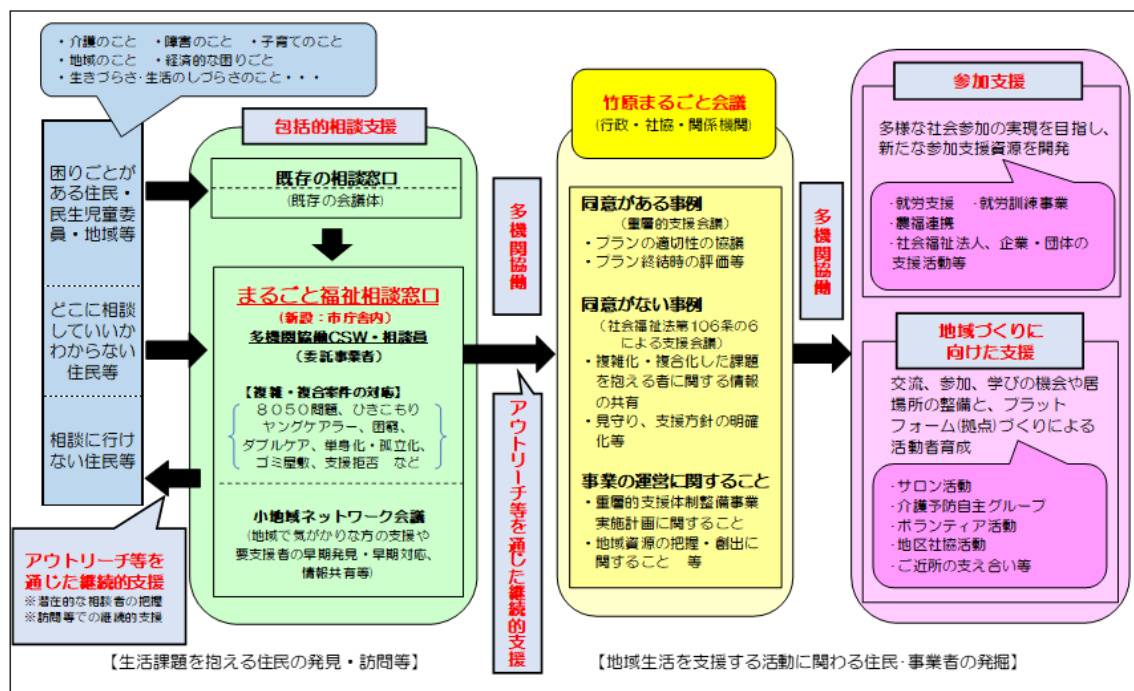
新たに開設する「まると福祉相談窓口」においては、複雑化、複合化した事例に対応する支援関係機

関が抱える課題の把握や、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理といった事例全体の調整機能の役割を担うものであり、これらの包括的相談支援機能や多機関協働機能の役割を果たすことにより、地域共生社会の実現に寄与することを目指すものである

このマニュアルは、相談から支援の実施、終結までの手順について示したものである。

なお、支援実施状況に応じて、柔軟に改定するものとする。

竹原市地域まるごと支えあい体制づくり事業 事業概要図 (竹原市重層的支援体制整備事業)



2 スキーム

次ページで図示

3 ケース選定の基準

原則として、竹原市内に住所を有する者及びその世帯の者がかかわる次に掲げる事例を対象とする。ただし、既存の連携体制により容易に連絡や連携が可能な内容（問題が単一で明確な事例等）は除く。

- ・複雑・複合化した事例で、複数分野の相談機関が同時に連携して対応すべき事例
- ・支援が膠着している事例
- ・既存の制度・サービスでは解決できない事例
- ・地域や他機関とつなげたい事例

4 支援の流れ

① まるごと福祉相談窓口への相談依頼・調整等

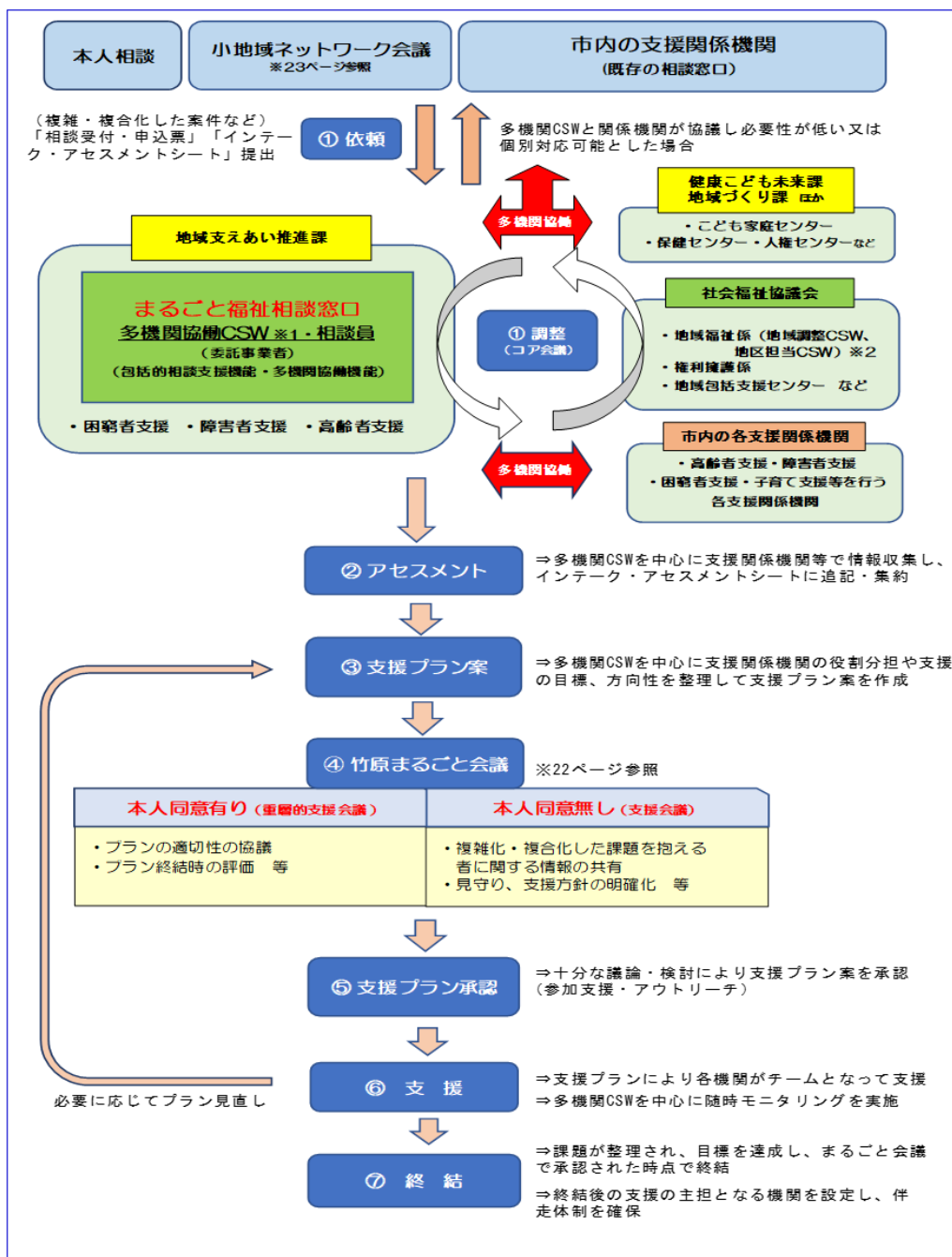
ア 相談依頼

困りごとがある住民、民生委員・児童委員等から相談を受け付けた市内の各支援関係機関は、3の基

準に該当するケースで、竹原まると会議において支援の方法や役割分担等を検討することが必要とされる事例について、「まると福祉相談窓口」へ相談を依頼する。

◎依頼方法：各支援関係機関は、原則、本人に個人情報に関する管理・取扱いを説明した上で、個人情報を「竹原まると会議」で共有することについて、本人に同意を得て、「相談受付・申込票（様式1）」を記入し、また、分る範囲内で「インテーク・アセスメントシート（様式2）」を作成し、「まると福祉相談窓口」へ提出する。

なお、本人同意が得られない場合は、受付を行った各支援関係機関が分る範囲内で「インテーク・アセスメントシート」を作成し、「相談受付・申込票」と一緒に「まると福祉相談窓口」へ提出する。



イ 直接相談

「まるごと福祉相談窓口」は、困りごとがある住民、民生委員・児童委員等からの相談や小地域ネットワーク会議において相談があった事例についても受け付ける。

ウ 調整

「まるごと福祉相談窓口」多機関協働 CSW は、関係機関（市担当課、支援関係機関など）とコア会議を開催し、次に掲げる区分に沿って、受付したケースの担当の確認、支援の方向性を、原則 1 4 日以内に定めるものとする。

- (1) 新規に多機関協働支援プランを作成する事例
- (2) 既存の事業者の支援プランに強化支援策を検討する事例
- (3) 既存の事業者の支援プランの再検討を依頼する事例
- (4) 既存の制度サービスで当面对応できる事例

② アセスメント

「まるごと福祉相談窓口」で受け付けた事例は、多機関協働 CSW を中心に、支援関係機関と協力して、本人やその世帯の状況を把握する。

支援方法の検討を行うために必要な情報は、高齢者、障害者、子ども・子育て世帯、生活困窮者等の各支援関係機関や日頃本人やその世帯に関わっている支援関係機関に依頼し、情報収集を行い、次に掲げる整理基準を参考にして「インテーク・アセスメントシート（様式 2）」に集約する。

ただし、多機関協働 CSW が、直接、本人やその世帯から情報収集した方が良いと判断した場合は、独自のアセスメントができるものとする。

◎ 課題の整理基準

- (1) 緊急性の有無
- (2) 世帯構成員の生活課題の有無
- (3) 制度サービスの利用可否
- (4) 支援（機関、人）の有無
 - ㊦ 支援プランの有無
 - ㊧ 支援困難な状況
 - ㊨ リファーされた事例の場合の経緯
 - ㊩ 連携協働できない状況の有無
- (5) 相談できない要因
- (6) 本人、世帯の意向
- (7) 地域住民、近隣住民との関係性
- (8) 活動（就労含む）の場の有無
- (9) 医療の受診状況
- (10) 住居環境

③ 支援プラン案策定

②のアセスメントの結果を踏まえ、各支援関係機関の円滑な連携体制のもと、多様化・複雑化した支援ニーズを有する者やその世帯への必要な支援を提供するため、多機関協働 CSW が、各支援関係機関と協力して「多機関協働事業のプラン兼事業等利用申込書（様式 3）」を、作成するとともに、支援関

係機関の役割分担や支援の目標・方向性を整理した支援プラン案（「参加支援事業のプラン（様式４－１）」※４・「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業のプラン（様式４－２）」※５）についても作成する。

※４ 参加支援事業のプラン：各分野で行われる既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながりづくりに向けた支援が必要なときのプラン

※５ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業のプラン：本人に会う前の丁寧な事業調整、本人との関係性構築に向けた継続的な働きかけが必要なときのプラン

④ 竹原まると会議（重層的支援会議・支援会議の機能、事業総合調整機能をもった会議）

（詳細は会議開催要綱）

地域支えあい推進課長は、事例に応じて構成員を選定して、支援を円滑に進めるために必要と考えられる適切な時期に、竹原まると会議を招集する。

協議内容は、次のとおりとする。

- ・プランの適切性の協議、プラン終結時の評価
- ・気になる事例の情報共有、支援方針の検討
- ・個別支援事例の進捗管理
- ・地域資源の把握・創出の検討
- ・小地域ネットワーク会議の連絡調整
- ・地域まると支えあい体制づくり事業の総合調整 等

⑤ 支援プラン策定（承認）

竹原まると会議において、各支援関係機関の役割分担や支援の目標・方向性について十分な議論や検討を行い、支援プラン案を承認する。

⑥ 支援の実施（モニタリングの実施を含む）

支援プランに記載された支援関係機関は、支援プランが円滑に進むよう、チーム一体となり必要な支援を行う。

支援プランに係るモニタリングについては、多機関協働 CSW が、随時、支援関係機関等から情報収集して把握するものとし、必要に応じ関係機関の役割分担や支援の方向性を整理し、又は変更する。

また、必要に応じ支援プランの見直しについても適切に検討及び実施する。

⑦ 終結

支援プランの期間終了時に、収集した情報を「評価シート（様式５）」にとりまとめ、目標の達成状況を評価し、竹原まると会議において承認された時点で、本取組の関わりはいったん終結するものとする。

なお、本取組による支援終結後は、プランに基づき支援関係機関の中から支援の主担当となる機関（以下「支援担当者」という。）の協力を得て、その後も本人やその世帯を伴走する体制を確保しておく。

また、支援終結後に本人の状態やその取り巻く環境に変化が生じた場合や、再度課題の解きほぐしや支援関係機関の役割分担の整理が必要になった場合は、速やかに支援を再開するため、支援の終結後も支援担当者と情報共有等ができる体制を確保しておく。

(4) 小地域ネットワーク会議開催要領

小地域ネットワーク会議開催要領

1 目的

小地域ネットワーク会議は、高齢・障害・児童・生活困窮等の中核となる相談支援機関に属する専門職、行政職員、民生委員児童委員等が相互に連携を強化し、気がかりな方や世帯及び要支援者を早期発見し、早期に地域資源を含めた多機関による包括的な支援が実施できるよう、情報共有することを目的とする。

2 開催事務の主管

- (1) 竹原市社会福祉協議会まると支援係及び地域福祉係
- (2) 竹原市市民福祉部地域支えあい推進課福祉総務係

3 会議の内容

- (1) 地域に住む気がかりな方の支援に関する事。
- (2) 属性を問わない複雑・複合化した案件の共有・検討・役割分担に関する事。
- (3) 地域生活課題の把握・共有・検討に関する事。
- (4) その他地域まると支えあい体制づくり事業に関する事。

4 開催頻度

民生委員・児童委員協議会定例会終了後、又は竹原市社会福祉協議会まると支援係が設定する曜日で、小地域ごとに年2回開催する。

5 参加団体

市（福祉総務係、生活支援係、高齢者支援係、こども家庭支援係、健康増進係）、社会福祉協議会（まると支援係、地域福祉係、権利擁護係、包括支援センター）、在宅介護支援センター、障害者相談支援事業所、民生委員児童委員、竹原警察署 等

※地域の実情等により、その他必要な団体も参加できる。

6 課題への対応

小地域ネットワーク会議で把握した複雑・複合化した課題への対応については、まると福祉相談窓口で受け止め、多機関が協働して支援を行う。

また、把握した課題の支援が適切に実施できるよう、竹原まると会議において、情報共有、進捗管理を行う。

7 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いに関しては、個人情報保護法、その他関係法令を順守すること。また、この会議は、社会福祉法第106条の6の「支援会議」の規定が適用されるため、会議に参加したものは、正当な理由なく支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

このため、議題とする事例について、会議に諮ること等を事前に本人から同意を得ていることは不要であるが、配布する資料においては実名を伏せるなど、その管理については厳格に行うこと。

8 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(5) まるっこ会議開催要領

まるっこ会議開催要領

1 目的

まるごと福祉相談窓口で対応するケースの内、不登校、ひきこもりケースなど支援機関が特に密に連携して支援する必要のある子どものいる家庭への支援ケース会議に関して必要な事項を定める。

2 開催事務の主管

(1) 竹原市社会福祉協議会まるごと支援係

(2) 竹原市市民福祉部地域支えあい推進課福祉総務係

3 会議開催頻度

原則として、月1回。ただし、支援に関して、緊急を要するケースの支援調整が必要な場合は随時開催する。

4 参加機関

多機関協働CSW

学校教育支援アドバイザー

家庭児童相談員

市関係課職員

その他支援関係機関

5 協議内容

(1) 竹原まるごと会議開催要領 5 協議内容 (1) 及び (2) に定める内容

(2) 把握しているケースの進捗状況の確認

(3) その他連携が必要な事項

6 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いに関しては、個人情報保護法、その他関係法令を順守すること。また、この会議は、社会福祉法第106条の4第5項及び第106条の6第5項の規定が適用されるため、会議に参加したものは、正当な理由なく知り得た秘密を漏らしてはならない。

このため、議題とする事例について、会議に諮ること等を事前に本人から同意を得ていることは不要であるが、その管理については厳格に行うこと。

7 施行期日

この要領は令和7年3月1日から施行する。

■ 本件の問い合わせ

竹原市 市民福祉部 地域支えあい推進課 福祉総務係
〒725-8666 広島県竹原市中央五丁目6番28号
電話番号：0846—22—2946
E-mail : c-sasae@city.takehara.lg.jp